

# 第1号議案 名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

## 1 自然環境の保全等に関すること

意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
<p>変更案は、「里地・里山保護、生態系保全」の政策に逆行する動きであり認めることはできません。 (理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の進める里地里山の保全政策に矛盾</li> <li>・COP10を開催した愛知県は、全国に先駆けて見本となる環境政策をうちだすべき</li> <li>・生態系の保全等のため、愛知県は「あいち自然環境保全戦略」を定めている</li> </ul>	<p>本県の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）では、全県の土地利用の基本方針として、『人口構造の変化など、さまざまな社会経済情勢の変化に適切に対応し、多様な都市生活・都市活動を支え、暮らしにゆとりと安心を与えるとともに、生物多様性が保全された持続的で揺ぎない地域の発展を可能とするように環境にも配慮した効果的・効率的な土地利用の規制・誘導を進めます。』と定めております。</p>
<p>生物多様性条約のCOP10の精神に逆行する「市街化調整区域の土地利用の方針」の変更には反対します。 生物の多様性を担保するには多様な生物が生態系を維持できる広い土地が必要です。都市近郊のそうした土地は、市街化調整区域に指定されてかろうじて守られています。市街化調整区域を外せば近郊の山林や自然は瞬く間に開発され、なくなってしまうのは目に見えています。</p>	<p>そして、市街化調整区域の土地利用の方針としては、『市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域です。将来の人口減少・超高齢社会の到来を見据えると、市街化区域内の整備と再構築を優先すべきであり、市街化調整区域における開発を抑制していくことが重要です。』『市街化調整区域における開発行為は、市街化区域における計画的な市街地整備に支障がなく、かつ、周辺の開発を促進しないものであることが必要です。』と定めております。</p>
<p>変更に対して、次の理由により極めて強く反対します。 (理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理由書の主旨が不明</li> <li>・愛知県の都市づくりの基本理念（自然環境の保全）に逆行する</li> <li>・乱開発を押し進めることになる</li> <li>・市民を交えた議論がされていない</li> </ul>	<p>また、少子化や高齢化が進む中心市街地や農山漁村などにおける都市づくりの方向性としては、『地域活力の低下がみられる地域における定住人口の確保への対応』や『生活拠点の維持』などが定められています。</p> <p>近年、市街化調整区域内における集落などにおいて定住人口の確保や地域活力の向上等が大きな地域の課題となっています。今回の都市計画区域マスタープランの変更は、上記の都市づくりの方向性に基いた地域づくりを進めるため、土地利用の基本方針を堅持した上で、これまで一部制限されていた市街化調整区域の開発について選択肢の幅を広げ、地域の実情に応じた、より細やかな土地利用が図られるようにするものであり、これまでの自然環境や生物多様性の保全及び防災等にも配慮したマスタープランの理念、基本方針に逆行や矛盾するものではありません。</p>
<p>COP10で確認された生物多様性の確保や自然保護の観点と矛盾をおこすと考える。尾張旭市においては、県がこのような変更を行なったとしても従来の姿勢を堅持して欲しい。</p>	<p>なお、今回の都市計画変更手続きでは、4月28日から5月27日まで県民意見提出制度に基づく意見の募集（パブリックコメント）を実施し、いただいたご意見や県の見解を整理、公表した上で、都市計画案の縦覧、意見書の受理など透明性の高い手続きを進めており、県民の皆様のご意見を反映する措置は、適切に行っているものと考えています。</p>
<p>市街化調整区域が果たす環境保全と防災としての機能を無くすことに危機を感じます。10～20年先の尾張旭の環境と防災等を考えますと、今回の変更は容認できません。 (意見書に「市街化区域」と書かれているのは、前後の主旨から「市街化調整区域」を意味するものと善解させていただきました。)</p>	

## 2 課題解決の手法に関すること

意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
<p>既存集落における定住人口の確保や地域活力の向上等の課題に対する方策は、農漁民が安心して生活できる農漁業政策を打ち出すことであり、今回の変更は本末転倒である。また、市街化調整区域の安い土地利用で競争力を付けるのではなく、これ以上自然環境を壊さなくても企業活動が出来る政策を打ち出してください。</p>	<p>既存集落の置かれている状況は多様であり、定住人口の確保や地域活力の向上等取組むべき課題も多岐にわたる中、認定農業者制度による担い手の育成確保やコミュニティバスの運行など様々な取組が行われています。</p>
<p>既存集落における定住人口の確保や地域活力の向上等の課題に対する方策として、市街化調整区域を市街化しても定住人口確保にストレートに結びつくのか疑問である。</p>	<p>このような状況の中、今回の市街化調整区域の土地利用の方針の一部変更により新たな選択肢が加わることは、地域課題の解消の一助となるものと考えています。</p>

## 3 その他

意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
<p>所有する瀬戸市内の土地は、市街化調整区域である為、インターチェンジの近くでも活用することができません。 「市街化調整区域」は、愛知県発展の為に、もう少し細やかな配慮が必要ではないでしょうか。 この土地の「市街化区域（準工業地域）」への早急なる用途指定替えを切にお願いします。</p>	<p>今回の市街化調整区域の土地利用の方針の一部変更は、個別の土地利用に言及するものではなく、これまで一部制限されていた市街化調整区域の開発について選択肢の幅を広げ、地域の実情に応じた、より細やかな土地利用が図られるようにするものです。</p>